

## 診療報酬適用のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
 平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。  
 さて、このたび厚生労働省より平成 19 年 5 月 31 日保医発第 0531003 号により、診療報酬  
 収載の通知がございましたのでご案内申し上げます。  
 今後とも宜しくお願い申し上げます。

敬 具

2007 年 6 月

### ◇新規保険収載項目（平成 19 年 6 月 1 日より適用）

| 項目名   | 保険点数 | 区 分                              | 備考    |
|---|------|----------------------------------|-------|
| ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体<br>N端フラグメント(NT-proBNP)精密<br>測定 <電気化学発光免疫法> | 140点 | 「D008」内分泌学的検査<br>の 13. (生化学的検査Ⅱ) | 実施検討中 |

### ◇算定における付帯条件が一部変更された項目（平成 19 年 6 月 1 日より適用）

| 項目名                          | 保険点数 | 区 分                              | 備考   |
|------------------------------|------|----------------------------------|------|
| ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド<br>(BNP)精密測定 | 140点 | 「D008」内分泌学的検査<br>の 13. (生化学的検査Ⅱ) | 実施済み |

### ◇検査方法の追加（平成 19 年 6 月 1 日より適用）

| 項目名                                       | 保険点数 | 区 分                                       | 備考    |
|---|------|---|-------|
| 淋菌及びクラミジアトラコマチス<br>同時核酸増幅同定精密検査<br><SDA法> | 300点 | 区分「D023」微生物核酸同定・<br>定量検査の 5.<br>(微生物学的検査) | 実施検討中 |

詳細につきましては裏面をご参照下さい。

#### ◇ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)精密測定

- ア ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体 N 端フラグメント(NT-proBNP)精密測定は、区分「D008」内分泌学的検査の「13」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定に準じて算定できる。
- イ ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体 N 端フラグメント(NT-proBNP)精密測定は、心不全の診断又は病態把握の為に実施した場合に月 1 回に限り算定する。
- ウ 1 週間以内に、ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体 N 端フラグメント(NT-proBNP)精密測定、区分「D008」内分泌学的検査の「13」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定及び同区分「22」のヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)精密測定のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
- エ 本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に本項目の実施日(ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定又はヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)精密測定を併せて実施した場合は、併せて当該検査の実施日)を記載する。

#### ◇ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定

- ア 「13」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定は、入院中の患者については急性心不全又は慢性心不全の急性増悪時の病態把握のため、入院中の患者以外の患者については心不全の**診断又は病態把握**のために実施した場合に月1回に限り算定する。
- イ 1 週間以内に、ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定と「22」のヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。**ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体 N 端フラグメント(NT-proBNP)精密測定及び本区分「22」のヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)精密測定のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。**
- ウ 本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に本項目の実施日(ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体 N 端フラグメント(NT-proBNP)精密測定又はヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)精密測定を併せて実施した場合は、併せて当該検査の実施日)を記載する。

#### ◇淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査<SDA法>

- ア 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、クラミジア・トラコマチス感染症若しくは淋菌感染症が疑われる患者又はクラミジア・トラコマチスと淋菌による重複感染が疑われる患者であって、臨床所見、問診又はその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに対して治療法選択のために実施した場合及びクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複感染者に対して治療効果判定に実施した場合に算定できる。  
ただし、区分「D012」感染症免疫学的検査の「21」の淋菌同定精密検査、同「21」のクラミジアトラコマチス抗原精密測定、本区分「2」の淋菌核酸同定精密検査、本区分「2」のクラミジアトラコマチス核酸同定精密検査、本区分「3」の淋菌核酸増幅同定精密検査又は本区分「3」のクラミジアトラコマチス核酸増幅同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- イ 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、TMA 法による同時増幅法並びにHPA 法及びDKA 法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による**同時検出法又は SDA 法**による。淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。  
ただし、男子尿は含み女子尿は含まない。なお、SDA 法においては咽頭からの検体も算定できる。